

死因究明拠点整備モデル事業実施要綱

1. 目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は以下のとおりとする。なお、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。

- (1) 検案・解剖拠点モデル事業・・・都道府県
- (2) 薬毒物検査拠点モデル事業・・・大学法医学教室

3. 事業内容

(1) 検案・解剖拠点モデル事業

地域における公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を推進するための取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。なお、具体的には以下のような取組を想定しているが、詳細は地域の状況に応じ実施するものとする。

(取組の具体イメージ)

- ・都道府県警察、法医学教室、地元医師会等の地域における死因究明に取り組む関係者と連携・協力の上、都道府県知事部局等に死因究明拠点を設置する。
- ・上記関係者の協力を得ながら、検案医をリスト化するとともに、事業実施に必要な人材（解剖医等）や遺体搬送等の手段を予め確保の上、事業に協力可能な警察署単位で公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を実施する。
- ・遺族と検案医に対しアンケート調査を実施する。
- ・大学医学部と連携し、法医解剖に係る解剖見学を実施するなど、可能な範囲で医学教育との連携を図る。
- ・実施した解剖等の結果については、厚生労働省が整備している解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムへ登録し、データの蓄積を行う。（都道府県の個人情報保護条例等により登録が難しい場合は免除）
- ・実施した取組を全国的に展開できるように、事業の成果を報告書として作成し国に提出する。

(2) 薬毒物検査拠点モデル事業

薬毒物検査の充実・加速化を図るための取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。なお、具体的には以下のような取組を想定しているが、詳細は地域の状況に応じ実施するものとする。

(取組の具体イメージ)

- ・都道府県警察、検案医等の地域における薬毒物検査に取り組む関係者と連携・協力の上、大学法医学教室内に薬毒物検査拠点を設置し、事業に協力可能な検案医からの検査依頼を対象に薬毒物検査を実施する。
- ・検査実施にあたり、検案医は遺族に対し、本事業への協力や検査の同意を取得した上で、検体の採取や拠点へ検査依頼を行う（これらを警察が行わないこと。また、関係者との連携により同意の取得等を別の者が実施することも可能）。
- ・可能な範囲で、近隣県の検案医からの検査依頼にも対応するなど、広域的な薬毒物検査を実施する。
- ・特定の薬物・化合物については、可能な範囲で全国的な検査依頼の受け入れを行う。
- ・実施した取組を全国的に展開できるよう、事業の成果を報告書として作成し国に提出する。

4. 実施要件

(1) 検案・解剖拠点モデル事業

拠点に求められる要件

- ・関係者（都道府県知事部局、都道府県警察、法医学教室、地元医師会等）間における緊密な連携・協力関係が存在していること。
- ・リスト化を行う検案医については、公衆衛生等の観点から適切に必要な検査を行うことができ、解剖が必要な場合にはその必要性を遺族や法医学教室に説明できるとともに、法医学教室等と十分な連携が可能な者であること（ただし、関係者との連携により一部の検査等を別の者が実施することも可能）。更に、厚生労働省が日本医師会に委託の上実施している、死体検案講習会及び死亡時画像診断読影技術等向上研修を修了している者であることが望ましい。

(2) 薬毒物検査拠点モデル事業

拠点に求められる要件

- ・関係者（法医学教室、都道府県警察、検案医等）間における緊密な連携・協力関係が存在していること。
- ・薬毒物検査にかかる専門知識を有する教員が在籍していること。
- ・基本的な薬毒物分析装置・データベースが整備されていること。
- ・薬毒物検査の検査実績を有していること。

5 事業の採択及び実施状況報告について

(1) 事業を実施する者は、別に定める公募要領により応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。

(2) 事業の実施にあたっては、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であることから、事業を採択された者は、事業の実施体制、実施状況を厚生労働省へ逐次報告すること。

6. 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7. 費用

本事業に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

8. 留意事項

(1) 本事業の対象となるご遺体は、警察等が取り扱った死体のうち「刑事訴訟法」、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づくものとして解剖が行われなかった死体であること。

(2) 監察医制度施行地域については、本事業の対象外とする。

(3) 本事業は、遺族等の感情に十分配慮した上で実施すること。

(4) 検体を郵送する際には梱包方法や必要な手続きなど事前に配送業者に確認の上、適切に取り扱うこと。